

## 平成 23 年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（平成 22 年 6 月）

提案要求先 内閣官房・総務省・財務省・外務省・厚生労働省・国土交通省・環境省・防衛省  
都所管局 知事本局・総務局・環境局・建設局・福祉保健局・都市整備局

### （重点事項）

#### 1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置をとること。</li><li>(2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレスセンターについて、直ちに返還されるよう必要な措置をとること。</li></ol> |
|--|

#### ＜現状・課題＞

都内には、現在 8 ヶ所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

#### ＜具体的要求内容＞

- (1) 都内に所在する米軍基地について、都民生活の安全を守り、地域のまちづくりを推進するため、整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置をとること。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう必要な措置をとること。
- (3) 赤坂プレスセンターについては、直ちに返還されるよう必要な措置をとること。（外務省・防衛省）

#### 2 共同使用の促進

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 返還までの対策として、共同使用を促進すること。</li><li>(2) 横田基地の軍民共用化を早期に実現すること。</li></ol> |
|---|

#### ＜現状・課題＞

都は、米軍基地の返還までの対策として、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、共同使用を促進している。

特に、横田基地の軍民共用化は、既存施設の有効活用により首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより日本経済の再生も含めて将来の国力の充実を図るものである。

横田基地の軍民共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討を行ってきたところであるが、定められた期限内に合意に至らず、現在も継続している。横田基地の軍民共用化は、日米間の重要な懸案事項であり、改めて日本政府から米国政府に対して強く働きかけていくことが必要である。

#### ＜具体的要求内容＞

- (1) 返還までの対策として、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、共同使用を促進すること。
- (2) 特に、横田基地の軍民共用化については、これまでの日米協議の経過を踏まえ、協議の促進に向けた取組を強化し、その早期実現を図ること。また、国道 16 号など、軍民共用化を進める上で必要となる周

辺基盤整備を迅速に推進すること。

(内閣官房・外務省・国土交通省・防衛省)

### 3 横田空域及び管制業務の返還

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域を活用した合理的な航空路を設定すること。

#### <現状・課題>

米軍が管理する横田空域は、一都八県にまたがっている。このため、羽田空港と西日本方面を結ぶ航空路の設定が制約され、不自然な飛行を余儀なくされるとともに、航空路の過密化を招いている。

今後、首都圏に発着する航空機は、羽田空港の再拡張や成田空港の充実により、更に増加する。特に、羽田空港の発着容量が大幅に増加することを踏まえ、安全で効率的かつ騒音影響の少ない合理的な航空交通を確保していくため、横田空域を返還させ、首都圏の空域を再編成して、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については一昨年9月に返還されたところであるが、今後、より環境面にも配慮した合理的な航空交通を確保していくためにも、平成21年度中に完了することとされていた“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果(※)を早期に明らかにし、それを踏まえ、空域の全面返還の実現に向け、日米協議を着実に進展させることが必要である。

#### <具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を早期に明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域を活用した合理的な航空路を設定すること。

(備考) ※平成22年5月末時点で明らかにされていない。(外務省・国土交通省・防衛省)

#### (一般事項)

##### 1 日米地位協定及びその運用の見直し

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保に係る国内法令を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。
- (2) 施設及び区域の運用にあたっては、周辺住民の安全確保を優先し、細心の配慮と安全対策を徹底すること。
- (3) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、日本国内と同様の対策が実施できるよう調整すること。
- (4) 赤坂プレスセンターの一部土地の返還に際して、土壌調査など適切な措置を速やかに講じること。

#### <現状・課題>

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化しているにもかかわらず、締結後50年も見直されていない。社会状況に対応するよう協定を見直す必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全を確保するため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「都民の健康と安全を確

保する環境に関する条例」などの国内法令を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。（環境局→外務省・防衛省）

- (2) 施設及び区域の運用にあたっては、周辺住民の安全確保を優先し、住民に不安を与えることのないよう、細心の配慮と安全対策を徹底すること。（知事本局→外務省・防衛省）

特に、米軍機の飛行について、特例法により適用除外とされている航空法第81条の規定（飛行時の最低安全高度）を適用するとともに、航空機の万全な整備点検、危険物の輸送管理、訓練時の安全対策の徹底を明記すること。（知事本局・環境局→外務省・防衛省）

- (3) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施設及び区域に適用する旨を、協定上、明記すること。

- (4) 協定が整備されるまでの措置として、「日米駐留米合衆国軍との伝染病情報の交換に関する覚書」について、早急に現行法に即した内容に調整すること。（以上、福祉保健局→外務省・厚生労働省）

- (5) 平成19年4月23日の日米合同委員会において合意された赤坂プレスセンターの一部土地の返還については、都が米軍に一時提供した公園用地そのものではなく代替地が返還されるという特殊な事情がある。このため返還にあたっては、具体的なスケジュールを明示の上、法令に基づく土壌調査の実施など必要なすべての措置を講じ、国が責任をもって速やかに対処すること。（知事本局・建設局→防衛省）

## 2 基地周辺の生活環境整備対策

- (1) 基地周辺の航空機騒音について、日米合同委員会の合意事項の厳守などにより、その軽減を図ること。
- (2) 基地周辺の生活環境整備対策を拡充すること。

### <現状・課題>

都が実施している航空機騒音調査によると、横田飛行場周辺において、環境基準を達成していない地域がある。

都は、厚木飛行場周辺については、航空機の機種の変化、訓練区域の拡大等を受け、環境基準指定地域を見直し、拡大した。

国は、基地の設置・運用により生じる障害の防止等のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を講じているが、基地周辺の生活環境整備や民生安定を図る上で十分とはいえない。

### <具体的要求内容>

- (1) 「横田飛行場及び厚木飛行場周辺における航空機騒音の軽減措置」に関する日米合同委員会の合意事項の厳守を米軍に申し入れること。特に、22時から6時まで飛行訓練等を行わないこと、及び17時から7時まで横田飛行場においてエンジンテストを行わないことを徹底すること。また、21時から7時まで、及び土・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等特別な日の飛行訓練等を極力行わないよう対策をとること。
- (2) 航空機の点検等に伴い発生する騒音について必要な防音措置をとること。
- (3) 住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。また、新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。特に、第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。（以上、知事本局・環境局→財務省・環境省・防衛省）

- (4) 障害防止工事及び民生安定施設における防音助成の採択基準の見直しや民生安定施設における補助対象の拡大等、基地周辺対策を充実強化するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額等、基地周辺対策関係予算を拡充すること。（以上、知事本局→財務省・環境省・防衛省）
- (5) 航空機の低騒音化技術開発及び低騒音機の使用を促進するよう、米軍に申し入れること。（環境局→財務省・環境省・防衛省）
- (6) 基地が密集した市街地にあるため、基地周辺に航空機騒音による被害など様々な影響を与えることを考慮して、新しい交付金制度を検討すること。（知事本局→財務省・環境省・防衛省）

### 3 基地における環境対策の推進

基地における環境対策の推進を図ること。

#### <現状・課題>

平成5年に横田基地で発生した約18,000ガロンの燃料漏れなど、米軍基地においては、これまでも燃料等の漏出事故が起きている。こうした事故や汚染物質の排出は、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があるため、具体的な情報提供や適切な環境対策を講じる必要がある。

あわせて、エネルギー使用量の多い横田基地にあつては、地球環境に配慮した対策を講じる必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の大気汚染などの防止を図るため、基地内に設置されている関連施設の設置概要や汚染物質等の排出状況について、具体的な情報の提供を行うこと及び環境対策の推進を図ること。（環境局→外務省・環境省・防衛省）
- (2) 基地内での燃料等の漏出を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うこと。  
また、漏出事故発生の際は、米軍から提供された情報については、基地周辺自治体に速やかに情報提供を行うとともに、周辺住民の安全確保を優先し、適切な対策を講じること。（知事本局→外務省・環境省・防衛省）
- (3) エネルギー使用量の多い横田基地にあつては、地球温暖化防止のため、ボイラーの燃料転換等の効果的な二酸化炭素排出削減対策を行うこと。（環境局→外務省・環境省・防衛省）

### 4 基地を抱える自治体への財政支援

基地を抱える自治体への財政措置を強化すること。

#### <現状・課題>

国は基地の所在する市町村に基地交付金及び調整交付金を交付しているが、予算措置等が十分でない。また、再編交付金の交付にあたっては、助成対象とする事業について柔軟に取扱うなど、自治体の要望を十分に反映する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）は、対象資産に対する固定資産税相当額（対象

資産価格に100分の1.4を乗じた額)が交付できるよう、また、調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)は、米軍資産に対する固定資産税相当額(対象資産価格に100分の1.4を乗じた額)及び地方税非課税相当額が交付できるよう、予算を増額すること。なお、地方税の代替措置という性格や基地対策という特殊性に鑑み、通常の補助金と同様な一律的な削減措置は行わないこと。

- (2) 基地交付金の対象資産を拡大すること。
- (3) 財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。(以上、総務局→総務省・財務省)
- (4) 新たに国有提供施設の資産が増えた場合(既に米軍が使用している場合を含む。)は、日米合同委員会における提供合意を早急に行うこと。(総務局→外務省・防衛省)
- (5) 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金の交付にあたっては、周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための措置が適確に講ぜられるよう、周辺自治体の要望を十分に反映すること。また、再編交付金により、従来の基地周辺対策が後退することのないよう措置すること。(知事本局→防衛省)

## 5 米空母艦載機飛行訓練の全面的な中止

横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機の飛行訓練を全面的に中止すること。

### <現状・課題>

夜間連続離着陸訓練(NLP)を含む米空母艦載機の飛行訓練は、航空機の騒音や事故への不安など、周辺住民の平穏で安全な生活を妨げている。

NLPが実施される都度、硫黄島での訓練が天候等の事情により実施できない場合に、横田基地及び厚木基地を使用して実施する旨の通告を受けている。横田基地においては、平成13年度以降NLPは行なわれていないが、厚木基地においては、平成19年5月に硫黄島の代替訓練としてジェット機によるNLPが行なわれ、町田市などの周辺住民から多くの抗議が寄せられた。

### <具体的要求内容>

- (1) 航空機騒音や事故に対する住民の不安を解消するため、横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機の飛行訓練を全面的に中止すること。(外務省・防衛省)

## 6 情報提供及び意見聴取

基地の設置、管理及び運用に伴って、地元自治体に多大に影響を与える事柄については、情報提供や意見聴取を行なうこと。

### <現状・課題>

米軍基地の設置、管理及び運用については、周辺住民に大きな影響を与える可能性があるため、十分な情報提供等により、周辺住民や自治体の理解を得ることが不可欠である。

### <具体的要求内容>

- (1) 基地の設置、管理及び運用に伴って、地元自治体に多大な影響を与える事柄については、情報の提供を行うとともに、事前に自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
- (2) 地域住民に影響を及ぼすような、特別な訓練や通常と異なる飛行の実施に関する情報は、事前に提供

すること。

(3) 日米合同委員会の合意事項については、速やかに公表すること。(外務省・防衛省)